

多摩川河川敷駐車場運営事業者選定・募集要項仕様書

1 許可に関する条件

(1) 管理許可対象物件

設置管理許可を受けた者（以下、「被許可者」という。）は、募集要項 2－（1）「対象施設」について、都市公園法第 5 条第 1 項に基づき管理許可（以下、「許可」という。）を受けて駐車場の管理運営を行う。

(2) 許可期間（準備期間、現状復旧期間を含む。詳細については別途協議）

令和 7 年 4 月 1 日（予定）から令和 10 年 3 月 31 日までの期間とする。

(3) 許可使用料

ア 許可使用料は川崎市都市公園条例施行規則（以下、「施行規則」という）第 10 条第 1 項の規定により、ひと月 1 平方メートルにつき、100 円とする。

イ 許可使用料は、川崎市が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに年度ごとの許可使用料を納入すること。なお、1 年に満たない期間については、月割計算とし、川崎市が指定する期日までに納入すること

ウ 許可使用料の算定は、駐車場を有料で供用開始した月のみを対象とする。

エ 許可使用料の免除又は減額を求める場合は、市と協議の上、所定の減免申請書を提出すること

(4) 許可手数料

ア 許可手数料は施行規則第 8 条の規定により、1,000 円とする。

イ 許可使用料は、川崎市が発行する納入通知書により、指定する期日までに年度ごとの許可使用料を納入すること

(5) その他の費用

前述 1－（3）「許可使用料」、1－（4）「許可手数料」のほか、本事業に係る運営、維持管理等にかかる経費は、被許可者の負担とする。（本仕様書 2－（8）イ及びエに係る費用を除く）

(6) 利益還元

利益の一部を、駐車場施設の充実、利用者の利便性向上やサービス向上等に資する取組として還元すること

(7) 駐車場運営に必要な施設の設置

警備員控室を除く駐車場運営に必要な施設は被許可者が用意するものとする。ただし、公募時点で既設の施設等（現地案内看板等）を継続して使用することを希望する場合は川崎市と協議の上、可能とする。

(8) 使用上の制限、留意事項等

ア 許可対象物件は、多摩川河川敷利用者のための駐車場であり、本利用目的以外の運営をすることはできないが、本来利用目的を妨げない範囲で、駐車場以外の

事業を計画する場合は、事前に川崎市と協議すること

イ 被許可者は、許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の一括委託若しくは名義貸し等をする事はできない。ただし、業務の効率上一部を委託することに川崎市の承諾を得た場合はこの限りではない。

ウ 多摩川河川敷に被許可者の商号又は名称の表示物等を設置することはできない。ただし、川崎市と協議の上、市が必要と認めたものについては、この限りではない。

エ 災害その他の事情により、川崎市が必要と認めた場合は、営業時間の変更、運営休止又は無料開放を川崎市が指示する場合がある。休止を指示した場合の補償は行わない。

オ 川崎市主催、共催、後援等のイベント関係車両や、国や鉄道事業者の工事車両が駐車場を利用する際は、料金を免除すること。また、前述のイベント関係車両や工事車両が駐車場を利用することで、駐車場の一般利用ができなくなる場合があるが、その際の補償は行わない。

カ 多摩川河川敷駐車場周辺施設でイベント等が開催される場合、駐車場開場時間の変更の有無、利用者への案内等の必要事項について、イベント事業者と調整し、周辺に混乱が生じないようにすること

キ 駐車場内に車路や車室を設けるにあたっては、周辺の構造物（橋の橋脚等）と十分な離隔を確保するなど、安全対策を講じること

ク 災害、駐車場内において生じた盗難、損害その他川崎市の責めに帰することができない事由により、被許可者又は有料駐車場利用者が被った損害については、川崎市は一切の責任を負わないものとする。

(9) 被許可者の義務

ア 許可対象物件の使用にあたっては、川崎市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規定を遵守すること

イ 善良なる管理者の注意をもって許可対象物件を使用すること

ウ 川崎市が許可対象物件の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること

エ 許可対象物件の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮すること

(10) 許可の取消し

川崎市は都市公園法第 27 条の規定によるほか、被許可者が募集要項に係る参加資格要件、本仕様書に定める事項及び許可に係る条件を満たさなくなったときは、許可を取り消すことがある。この場合、被許可者は、川崎市に損害賠償を請求することはできない。なお、被許可者は、次期被許可者が円滑に当業務を遂行できるよう、引継ぎ

を行うこと

(11) 許可期間終了時の条件等

ア 被許可者が設置した物件については、許可期間満了までに原状回復を行い、川崎市に返還すること。なお、前述 1－(10)により許可を取消された場合も同様とする。ただし、川崎市が指示した場合や被許可者が継続して許可を受ける場合は、川崎市と協議の上、原状回復を要しないこととする。

イ 被許可者は川崎市に対し、原状回復、返還に伴い発生する費用及び立ち退き料等その他一切の請求をすることはできない。なお、前述 1－(10)により許可を取消された場合も同様とする。

ウ 許可期間満了時は原則として再度公募により被許可者を選定するが、それまでの管理運営状況が良好で被許可者が継続して許可を希望する場合は、川崎市と協議の上、決定する。

2 駐車場の運営内容及び条件

(1) 独立採算制

駐車場利用料金として得られた収入は、すべて事業者の収入とするが、事業の実施に要する費用は全て事業者負担とし、川崎市は一切の費用を負担しない。

(2) 開場日及び開場時間

開場日、開場時間については現在の運営範囲を必須とし、開場日、開場時間の変更や無料期間の有料化、有料期間の無料化を希望する場合は、川崎市と協議の上、市が認めた場合に可能とする。ただし、丸子橋駐車場については、平日の駐車場運営はできない。また、雨天時・台風時などの閉鎖については事業者の判断で臨機応変に対応できるものとする。

【現在の開場日及び開場時間】

- ・ 有料期間

4月～10月の土日及び祝日 5:30～18:30

11月及び3月の土日及び祝日 5:30～16:30

- ・ 無料期間

(上平間・丸子橋・瀬田)

12月～2月の土日及び祝日 5:30～16:30

(宇奈根)

4月～10月の月曜日を除く平日 5:30～18:30

11月～3月の月曜日を除く平日 5:30～16:30

12月～2月の土日及び祝日 5:30～16:30

(3) 出入口の施錠管理

駐車場の出入口について、開場時間以外は施錠管理すること

(4) 人員配置

有料期間中の各駐車場での料金徴収、出入口付近・通路・駐車場内の交通整理等を安全に実施するために必要な人員(交代要員を含む)を配置すること。営業中は安全確保に関する知識や経験を有し、警備員等を統率でき業務を円滑に遂行できる者を警備責任者として配置すること。なお、無料期間中については、警備員の配置は必須ではない。

(5) 料金設定

駐車場の利用料金は被許可者の提案により、川崎市と協議の上、決定する。

(6) 利用料金の徴収方法

駐車場料金の受領方法については、現金払いに対応することを必須とするが、キャッシュレス決済の導入も検討すること

(7) 利用料金の減免

障がい者等の利用料金は免除すること

(8) 多摩川増水時の対応

ア 多摩川の増水時には、利用者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等を速やかに堤内へ撤去すること。なお、撤去した設備等の保管場所は川崎市が提供する。

イ 多摩川河川敷駐車場に設置している警備員控室の堤内への一時撤去は川崎市が行う。

ウ 前項の一時撤去の際に生じた控室内の物品の破損等については、川崎市は一切の責任を負わない。重要物品については、必要に応じて被許可者が撤去すること。

エ 多摩川増水により河川敷の復旧が必要となった場合、河川敷の整地(土砂の撤去、ダスト舗装等)は川崎市が管理する他の多摩川河川敷内の施設と同様に川崎市が行う。

オ 河川敷を駐車場として使用するために必要な復旧(白線引き等)は、被許可者が行う。

カ その他、本仕様書が想定しない復旧が必要となった場合は、川崎市と被許可者が協議の上、対応を決定するものとする。

(9) その他の留意事項

ア 多摩川河川敷駐車場は、河川敷利用者のための専用駐車場として運営し、その旨を分かりやすく明示するとともに、都度、駐車場利用者に説明すること

イ 河川区域内には、固定式の施設・機械は設置しないこと(移動式は可)

ウ 道路からの出入口や駐車場までのアクセス路の拡幅工事は行わないこと。また通行の障害となるような機械の設置はしないこと

エ 事故・トラブル等が生じた場合は、迅速かつ適切に対応すること。また、利用者からの問合せや営業時間外の事故等緊急連絡に対応可能な体制を構築すること

3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 報告等

- ア 被許可者は毎月の各駐車場の維持管理実施状況、利用状況（入場台数、売上及び割引台数のデータ等）、その他（事故・苦情・通報等）の月次報告書（任意様式）を翌月 10 日（土日祝の場合は翌営業日）までに川崎市へ提出すること
- イ 被許可者は、事故が発生した場合や利用者からの苦情等があった場合、適切に処置し、速やかに川崎市に報告すること
- ウ 川崎市は、有料駐車場の運営状況を随時調査することができ、被許可者はこれに協力すること
- エ 被許可者は、駐車場の維持管理実施状況、利用状況、その他を記載した年間事業報告書を作成し、毎年度終了後、4 月 30 日までに川崎市に提出すること

(2) その他

- ア 駐車場に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、被許可者の責任で行うこと
- イ 駐車場を運営するにあたり、許可対象区域以外の場所に案内看板等を設置する場合は、事前に川崎市と協議すること
- ウ 許可期間が満了し、再度、公募により被許可者の選定を行う場合、川崎市は駐車場売上実績等の情報を公表できるものとする。
- エ 本事業の実施に伴い、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。本事業終了後も同様とする。
- オ 被許可者は駐車場を運営するにあたり、各種法令を遵守すること
- カ 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、川崎市と被許可者は誠意をもって協議するものとする。